

厚生労働省告示第二百二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十六条の二第一項の規定に基づき、障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 障害福祉サービス 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）
- 二 介護給付等対象サービス 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額

の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）

三 補装具の購入又は修理 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（

平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）